

(別記)

販促資材使用基準

〈遵守事項〉

- ・ かながわブランド登録品の出荷又は販売のために使用すること。
- ・ かながわブランド登録品の広報のために使用すること。
- ・ その他、かながわブランド振興協議会長が使用を認めるものに使用すること

(参考) かながわブランド関係資材



かながわブランド
のぼり旗
縦 150 cm × 横 45 cm



かながわブランド
ミニのぼり旗セット
縦 20cm × 横 8 cm



かながわブランド腰巻
縦 90 cm × 横 360 cm